

高砂市空き店舗等活用支援事業補助金 申請手続きに係る Q&A

令和6年4月1日時点

補助要件・金額について

Q1：この補助金の給付対象となる空き店舗等とは何か。

A1：市域に所在し、全部又は一部が店舗又は事務所等として事業の用に供されていた建築物のうち、建築基準法、都市計画法その他関係法令に違反しておらず、現に使用がされていないものがあります。なお、空き家バンクに登録していることを条件としません。

Q2：この補助金の給付対象となる要件等は。

A2：市内の空き店舗等を新たに購入し、又は賃借して新規出店をする者であって、次の要件すべてに該当する者が対象となります。

- ① 日本標準産業分類（平成 25 年総務省告示第 405 号）に掲げる業種のうち、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業、各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、機械器具小売業、その他の小売業、洗濯・理容・美容・浴場業又はその他の生活関連サービス業のいずれかを営むこと。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業、公序良俗に反する営業又は宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする営業でないこと。
- ③ 月に 16 日以上かつ 1 日のうち午前 11 時から午後 2 時までの 3 時間又は午後 6 時から午後 9 時までの 3 時間を含む時間帯の営業をすること。
- ④ すでに空き店舗活用支援事業補助金の交付を受けたことのない空き店舗等であること。
- ⑤ 対象地域（市内）において、申請時点において現に営んでいる店舗等を移転しようとするものでないこと。
- ⑥ 賃借する空き店舗等を他の者に転貸して業務を行うものでないこと。
- ⑦ 当該空き店舗等を事務所、倉庫等として利用するものでないこと。
- ⑧ 新規出店をする店舗等について、補助金申請時において出店後 2 年以上継続して営業する意思があること。
- ⑨ 法令又は条例に基づく許認可等（資格を含む。）が必要な場合に、その許認可等を有し、又は開業までに有する見込みがあること。
- ⑩ 市税を滞納していないこと。
- ⑪ 当該空き店舗等の所有者と親族関係を有する者又は生計を一にする者でないこと。
- ⑫ 当該空き店舗等の所有者が法人の場合は、当該法人の役員、その役員の親族又は従業員等でないこと。
- ⑬ 当該空き店舗等の所有者が法人で、かつ、補助金の申請者が別の法人である場合は、各法人の代表者が親族関係又は生計を一にする関係でないこと。
- ⑭ 高砂市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年高砂市条例第 5 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

- ⑮ 空き店舗等の所有者と売買契約又は賃貸借契約の締結が確実に見込まれること。
- ⑯ 活用しようとする空き店舗等が商店街等にある場合は、商店連盟協同組合等の代表者から出店の同意を得ていること。
- ⑰ 高砂商工会議所による推薦を受けていること。

Q3：A1に言う一部が店舗又は事務所等として事業の用に供されていれば、例えば住宅を併用した店舗（店舗併用住宅）についても、補助金の給付対象となるか。

A3：住宅を併用した店舗（店舗併用住宅）についてもA1及びA2の要件等に該当すれば給付対象となります。その他倉庫や工場についても給付対象です。

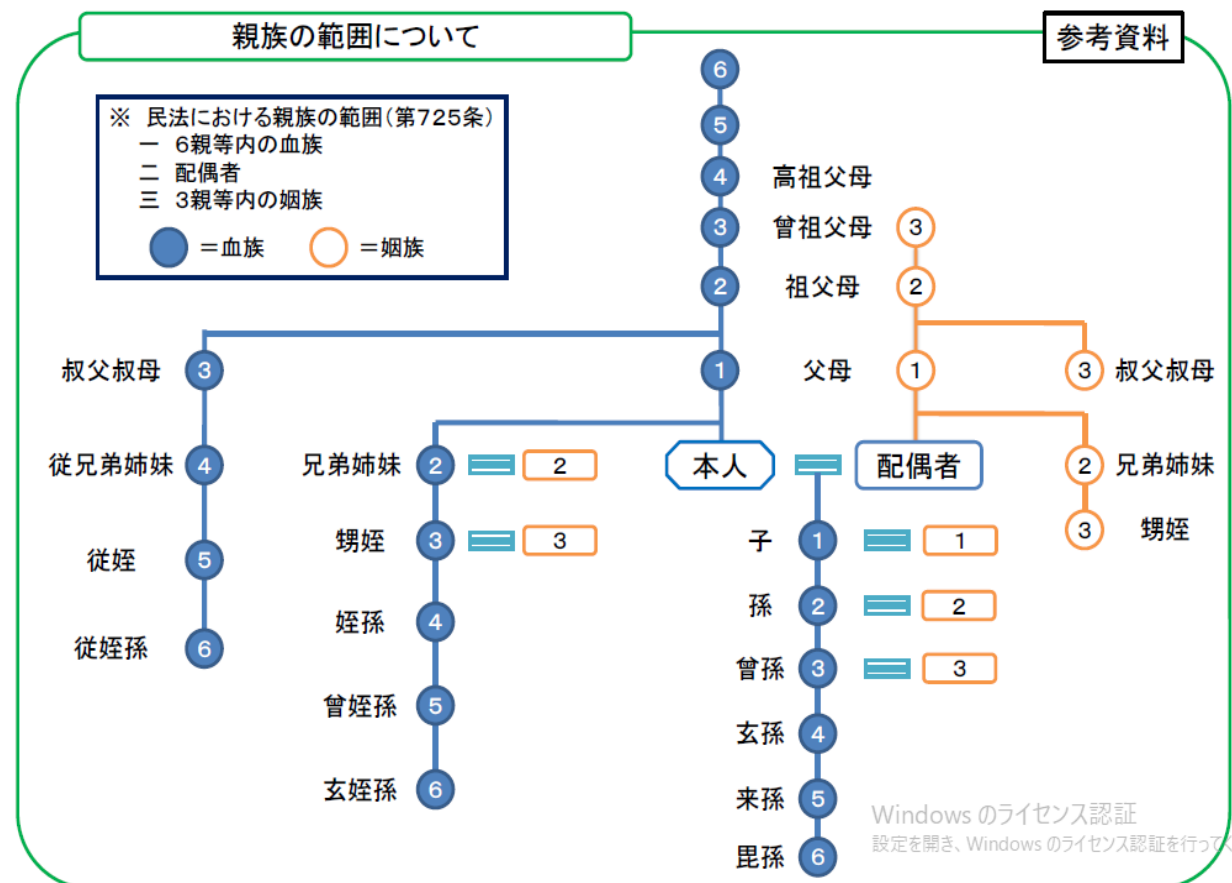
Q4：A2⑤「対象地域である市内において、申請時点において現に営んでいる店舗等を移転しようとするものでないこと。」とあるが、他市にある店舗等を移転する場合は対象となるか。

A4：対象となります。その他、既存の店舗（市内・市外を問いません。）に加え、空き店舗を活用して新たに店舗（支店等）を増やす場合も、新店舗については補助対象となります。

Q5：A2⑪⑫⑬「親族関係」とあるが、親族の範囲は。

A5：ここでいう、「親族」とは、民法上の親族を指します。民法725条において、「親族」は、「6親等内の血族」、「配偶者」、「3親等内の姻族」とされています。

6親等内の血族…自分の子ども、孫、ひ孫、親、祖父母、曾祖父母、叔父叔母、甥名、いとこなど
3親等内の姻族…配偶者の親や祖父母、兄弟姉妹や甥姪など



Q 6：空き店舗を所有しているが、当該空き店舗を活用して新規出店をしたい。

この場合、所有者が申請し補助金を受給することはできるか。

A 6：空き店舗を現に所有する者が申請者となって補助金を受給することは認められません。

本補助金は、空き店舗等を新たに購入し、又は賃借して新規出店をする者に対し支給するものです。

Q 7：この補助金の給付額はいくらか。

A 7：次の表内のとおりです。

なお、下表内の経費に係る消費税及び地方消費税は、全て補助対象外です。

対象経費	補助内容	補助率等	補助限度額	補助要件
店舗賃借料	建物に係る賃借料(敷金、礼金、保証金、共益費等管理費を除く。)	2分の1	100万円 (補助対象経費の合計額)	営業開始日の属する月から1年間
店舗改装費	当該空き店舗等の改装工事、ファサード整備(設計が必要な場合はその経費を含む) ※商品・備品の購入費等は対象外)	2分の1		市内に主たる事業所を有する者に工事を請け負わせる場合に限る。
広告宣伝費	空き店舗等へ新規出店する際の広告宣伝に要する経費(運営費を除くウェブサイト開設費、印刷費、広告掲載料等)	3分の2		新規出店前後2箇月以内の期間に要した経費に限る。

Q 8：すでに空き店舗の改装工事を終え、新規店舗として営業を開始しているが、この補助金を申請し店舗改装費を受給することは可能か。

A 8：事前申請を条件としているため、この場合、店舗改装費を受給することはできません。

店舗改装工事の着手前に補助金申請を行い、市の交付決定を受けたうえで実施してください。

Q 9：Q 8について、では店舗賃借料等の経費について補助金を申請し受給することは可能か。

A 9：営業開始前かつ申請される各補助対象経費に係る事業の着手前であれば、認められます。

Q10：すでに空き店舗の一部を改装済みであるが、未着手の店舗改装費について補助金を申請し受給することは可能か。

A10：営業開始前であれば、着手済みの改装費を除いて補助金を受給することが可能です。また、Q 9同様、店舗賃借料についても補助金を受給することが可能です。

Q11：シンクの設置は、店舗改装費の対象に含まれるか。

A11：ビルトインタイプ（埋め込み式）のものは店舗改装費に含まれますが、据え置きタイプのものは備品にあたるため、店舗改装費に含まれません。

Q12：看板の設置は、店舗改装費の対象に含まれるか。

A12：店舗に付随するものはファサード整備に該当するものとして店舗改装費の対象となります。独立しているものについては、広告宣伝費の対象となります。

補助金交付申請について

Q13：申請の期間と方法を教えてほしい。

A13：【申請受付期間】

令和6年5月7日（火）から随時受付

※ただし、予算額に達成次第、申請受付を終了しますのでご注意ください。[その場合、事前に市ホームページにてお知らせしますので、申請前に必ずご確認ください。](#)

【申請方法】

①事業計画書を作成のうえ、高砂商工会議所に提出し、指導および助言を受けてください。内容が適当であると認められた場合、推薦書が発行されます。

担当窓口／高砂商工会議所中小企業振興部

所在地／〒676-8558 高砂市高砂町北本町 1104

電話番号／079-443-0500

②申請書及び添付書類を作成のうえ、高砂商工会議所が発行する推薦書と併せて下記担当窓口までご提出ください。

担当窓口／高砂市生活環境部環境経済室産業振興課（本庁舎3階⑥番窓口）

所在地／〒676-8501 高砂市荒井町千鳥1丁目1-1

電話番号／079-443-9030（直通）

Q14：申請に必要な書類はなにか。

A14：下表に示す補助対象経費のうち、補助を受けようとする経費に応じて、必要な添付書類を提出してください。なお、複数の補助対象経費の補助を受ける場合、添付書類が共通（重複）するものは1部のみ提出してください。申請書等の様式は、[市ホームページ](#)に掲載しているほか、高砂市役所本庁舎3階産業振興課窓口にも設置しています。

○付のものは市が指定する様式をご利用ください。

補助対象経費	交付申請書添付書類
店舗賃借料	○事業計画書 ○収支予算書（別紙） ・ 賃貸契約書の写し ・ 位置図及び建物図面

	・申請に係る空き店舗等の写真（外観及び内部の全体が分かるもの） ○市税完納証明書又は市税について滞納がないことを証する書類 ○商店連盟協同組合等の代表者の同意書（商店街等に出店する場合） ○誓約書 ・営業に必要となる許認可証等の写し（当該許認可証等が交付申請中の場合は、実績報告時の提出とすることができる。） ・出店に際し必要な関係法令による許可、確認等が必要なものについては許可書等の写し ・高砂商工会議所が発行する推薦書 ・その他市長が必要と認める書類
店舗改装費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・改装費に係る見積書 ・改装前の写真（外観及び内部ともに） ・店舗の所有権を証する書類（登記簿謄本、固定資産評価証明書等） ・店舗所有者の同意書 ・登記事項証明書、不動産売買契約書等空き店舗等を購入したことが確認できる書類の写し（空き店舗等の購入の場合） ・その他市長が必要と認める書類
広告宣伝費	店舗賃借料に係る添付書類に加え、次の書類を添付する。 ・見積書 ・その他市長が必要と認める書類

実績報告・給付関係について

Q15：補助金の交付決定後、実績報告、補助金の支給等その後の流れは。

A15：交付決定後、申請時にご提出いただいた事業計画書に基づき、事業を実施してください。
 事業実施後、申請のあった年度の3月30日までに実績報告書と添付資料を提出して下さい。
 市は実績報告書類を審査し、内容が適切であれば申請者に補助金額確定通知書を送付します。
 その後申請者より補助金請求書を市に提出していただき、市が補助金を給付します。
 請求書受理後2週間から3週間程度での振込を予定しています。

Q16：店舗賃借料は毎月給付することはできるか。また、事業実施前に補助金を給付できるか。

A16：年度内（3月30日まで）に実施した事業について実績報告を受け、一括で給付します。
 そのため、店舗賃借料を毎月支給することはできません。
 また、原則として事業実施前に補助金を給付（概算払い）することは出来ません。

Q17：店舗改装工事は年度内（3月30日まで）に完成したが、営業開始を翌年度の4月に予定しているため、店舗賃借料、広告宣伝費については年度内に確定できない。この場合、補助金の支給はどうか。また、実績報告をどう行えば良いか。

A17：3月30日までに完了した事業のみ補助金の給付対象となります。

実績報告時には、完了した事業（店舗改装費）のみを年度内（3月30日まで）に報告してください。

店舗賃借料、広告宣伝費については、翌年度に改めて申請してください。

Q18：補助金の申請をし、店舗改装費の交付決定を受けたが、原材料の高騰等の理由で、申請時より店舗改装に係る経費が増額した。この場合、別途手続きが必要か。

A18：交付決定後、(1)(2)のいずれかに該当する場合は市に報告のうえ、速やかに下記の書類を提出してください。

(1)補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業に要する経費の変更のうち補助対象経費以外の変更をする場合及び補助対象経費の変更のうち補助金額に増額が生じない場合を除く。）

→補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）

(2)補助事業の内容の変更（補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲で補助事業の細部の変更をする場合を除く。）

→補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）

(3)補助事業の中止又は廃止

→補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）

（参考）高砂市空き店舗等活用支援事業補助金交付要綱

第8条

補助事業者は、第1号又は第2号に掲げる変更を行おうとする場合にあっては補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第3号）を、第3号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合にあっては補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(1)補助行為に要する経費の配分の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

(2)補助行為の内容の変更（市長が別に定める軽微な変更を除く。）

(3)補助行為の中止又は廃止

事業開始後の事業継続等について

Q19：補助金の給付を受け事業を実施したが、経営が悪化し事業継続が困難となった。この場合でも店舗等として営業をしなければならないか。

A19：原則として2年以上店舗等として活用する必要がありますが、経営状況や健康状態の悪化等も想定されることから、市は相談に応じます。

ただし、偽り等の申請により補助金を不正に受給した場合は、全額を返還していただきます。